

「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」の一部改正について（案）

1 改正の趣旨

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（平成18年法律第106号）の施行に伴い、所要の見直しを行うもの。

2 改正の内容

（1）病原体等の所持等を規制する制度の創設に伴う改正

- ① 感染症の病原体等に関する調査及び研究に関する事項について規定すること。
（第5関係）
- ② 特定病原体等を適正に取り扱う体制の確保に関する事項の追加（第10関係）
 - イ 特定病原体等の適正な取扱いに関する基本的な考え方
特定病原体等の適正な取扱いについては、国内における病原体等の試験研究、検査等の状況、国際的な病原体等の安全管理の状況その他の特定病原体等の適正な取扱いに関する国内外の動向を踏まえつつ行われなければならないものとする。
 - ロ 特定病原体等の適正な取扱いのための施策
 - ・ 一種病原体等については、厚生労働大臣において、一種病原体等を所持し、試験研究を行う国等の施設を適確に指定するとともに、当該施設における一種病原体等の管理が適切に実施されていることを常に把握しておくことが重要であるものとする。
 - ・ 二種病原体等については、厚生労働大臣において、二種病原体等の所持及び輸入の許可を行うに当たり、当該所持又は輸入の目的を踏まえ、欠格条項又は許可の基準に適合していることを厳格に審査し、確認するとともに、当該許可の申請を通じて把握する情報を適切に整理し、保管することが重要であるものとする。
 - ・ 三種病原体等については、厚生労働大臣において、三種病原体等の所持又は輸入の届出を通じて把握する情報を適切に整理し、保管することが重要であるものとする。
 - ・ 厚生労働大臣は、特定病原体等の所持施設が、施設の基準、保管等の基準を遵守していることを適宜確認するとともに、これらの基準に適合していないと認めるときは、必要に応じて関係機関に連絡するとともに、改善命令その他の特定病原体等による感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な監督を行う必要があるものとする。
 - ・ 国は、特定病原体等を所持する都道府県等の研究機関、大学の研究機関等に対して、特定病原体等の適切な取扱い等に関する情報を積極的に提供すること

が重要であるため、厚生労働大臣は、各研究機関等を所管する関係省庁と連携して、特定病原体等の適切な取扱い等に関する周知を行うべきであるものとする。

- ・ 国は、特定病原体等の適正な取扱いのための措置を適確に実施できるよう人員等の体制確保に努める必要があるものとする。

ハ 関係各機関との連携

- ・ 厚生労働大臣においては、警察庁長官、海上保安庁長官又は消防庁長官への連絡を確実にを行うほか、盗取、所在不明等の事故時や、地震、火災その他の災害時において特定病原体等による感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために関係機関との緊密な連携を図ることが重要であるものとする。
- ・ 特定病原体等の盗取等を防止するため、厚生労働省において保管される情報のみならず、関係各機関の間において共有される情報も含め、平素からその管理の徹底を図る必要があるものとする。
- ・ 事故、災害等が発生した場合においては、関係各機関と連携を取りつつ、必要に応じて関係者からの報告や関係施設への立入りを行う等により、迅速かつ的確に対応することが重要であるものとする。
- ・ 特定病原体等が不正に輸入されることを防止するため、厚生労働省においては、税関等の関係各機関と十分な連携を図ることが重要であるものとする。

(2) 患者等の人権の尊重の観点からの改正

- ① 感染症の予防の推進の基本的な方向として、人権の尊重の観点を明確にするとともに、人権の尊重の観点からの規定の整備を行うこと。(第1等関係)
- ② 対人措置を講ずるに当たっては、人権の尊重の観点から必要最小限のものとするとともに、入院の勧告をしようとする場合には患者等に対する意見を述べる機会の付与を厳正に行うことが必要であるものとする。

また、入院の勧告等に係る入院においては、入院患者の処遇についての都道府県知事等に対する苦情の申出を通じ、患者等の精神的不安の軽減を図るものとする。(第3関係)

(3) 結核予防対策に関する規定の追加

- ① 結核に係る定期の健康診断(第2関係)
 - イ 高齢者、地域の実情に即した疫学的な解析により結核発病の危険が高いとされる住民層、発病すると二次感染を起こしやすい職業に就労している者等の定期の健康診断の実施が政策上有効かつ合理的であると認められる者については、重点的な健康診断の実施が重要であるものとする。
 - ロ 都道府県においては、予防計画の中に、市町村の意見を踏まえ、罹患率等の地域の実情に応じ、定期の健康診断の対象者について定めることが重要であるものとする。

ハ 予防計画において、結核に係る定期的健康診断の対象者の選定等の実施に関する事項について規定することが望ましいものとする。

- ② 結核指定医療機関（結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関）においては、患者に薬物療法を含めた治療の必要性について十分に説明し、理解及び同意を得て治療を行うことが重要であるものとする。（第4関係）

（4）その他

- ① 新型インフルエンザ対策の一層の強化の観点からの改正（第1、第2、第4関係）

イ 健康危機管理の段階に応じた行動計画等の策定及びその周知を通じ、健康危機管理体制の構築を行うことが必要であるものとする。

ロ 新型インフルエンザウイルスが出現した場合の健康危機管理体制を有効に機能させるためには、まず、新型インフルエンザウイルスの出現を迅速かつ的確に把握することが不可欠であり、国は、国内の新型インフルエンザウイルスの監視体制を一層強化するとともに、新型インフルエンザウイルスの出現が予想される地域を視野に入れた国内外の情報収集体制の整備を図ることが重要であるものとする。

また、世界のいずれかの地域において新型インフルエンザウイルスが出現し、又は流行した場合には、国は、世界保健機関との連携の上、感染症に関する早期警戒と対策のためのネットワークである「グローバル感染症警報・対応ネットワーク」を速やかに活用し、情報を収集するものとする。

ハ 国は、医薬品の備蓄や適正な使用方法等に関する計画をあらかじめ策定し、関係者の理解を得ておく必要があるものとする。

ニ 都道府県等においては、新型インフルエンザの汎流行時における必要な対応についてあらかじめ定めておくことが重要であるものとする。

- ② 二類感染症、三類感染症、四類感染症及び五類感染症の疑似症については、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための措置が迅速かつ適切に行われる必要があることから、法第14条に規定する指定届出機関から都道府県知事等への届出が適切に行われることが求められるものとする。（第2関係）

- ③ 緊急時における施策に関する事項の追加（第11関係）

イ 国及び都道府県は、感染症の患者の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために緊急の必要があると認めるときには、感染症の患者の病状、数その他感染症の発生及びまん延の状況を勘案して、当該感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置を定め、医師その他の医療関係者に対し、当該措置の実施に対する必要な協力を求め、迅速かつ的確な対策が講じられるようにするものとする。

ロ 国が、国民の生命及び身体を保護するために緊急の必要があると認めるときには、都道府県等に対して、感染症に関する試験研究又は検査を行っている機関の職員の派遣その他特定病原体等による感染症の発生の予防又はまん延の防止のために必要な協力を要請し、迅速かつ的確な対策が講じられるようにするものとする。

ること。

ハ 緊急時には、国が国民に対して感染症の患者の発生の状況や医学的知見など国民が対策を講じる上で有益な情報、パニック防止という観点も考慮しつつ、可能な限り提供することが重要であり、この場合には、複数の情報提供媒体の設定、理解しやすい内容での情報提供を行うものとする。

④ その他改正の内容を踏まえた規定の整備を行うこと。

3 施行日

平成19年4月1日。

(参考)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（抄）

※改正法による改正後のもの

(基本指針)

第九条 厚生労働大臣は、感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

2 基本指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 感染症の予防の推進の基本的な方向

二 感染症の発生の予防のための施策に関する事項

三 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項

四 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項

五 感染症及び病原体等に関する調査及び研究に関する事項

六 感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項

七 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

八 感染症の予防に関する人材の養成に関する事項

九 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項

十 特定病原体等を適正に取り扱う体制の確保に関する事項

十一 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策（国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項

十二 その他感染症の予防の推進に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、感染症の予防に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに基本指針に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

4 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、厚生科学審議会の意見を聴かなければならない。

5 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。